

## 富山市水素供給設備整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、燃料電池自動車に水素を供給する設備の整備を促進し、もって燃料電池自動車の普及を図るため、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市水素供給設備整備事業費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)「燃料電池自動車」とは、燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車又は特別区・市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車及び原動機付自転車をいう。

(2)「水素供給設備」とは、燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する定置式又は移動式の設備をいう。

(3)「経済産業省補助金」とは、一般社団法人次世代自動車振興センターが行う水素供給設備の設置に要する経費の一部を助成する水素供給設備整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、市内に水素供給設備を導入する事業であって、経済産業省補助金の交付を受けるものとする。

2 水素供給設備は、商用を目的とするものであること。

### (補助事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」と

いう。)は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 補助事業を実施する個人事業者又は法人(国、独立行政法人、地方公共団体、及び地方独立行政法人は除く。)

(2) 本市が実施する燃料電池自動車及び水素エネルギーに関する普及啓発事業に協力できる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)である者

(2) 代表者又は役員のうちいずれかが暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)である者

(3) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助をするのに適当でないと思えた者

(補助対象経費及び補助率、補助金の交付額)

第5条 補助事業に要する経費のうち、補助金の交付対象となる経費は経済産業省補助金が補助対象とする経費(以下「国補助対象経費」という。)及びその他の経費(以下「国補助対象外経費」という。)とし、補助率及び交付上限額は、別表1-1、別表1-2のとおり(消費税及び地方消費税は除く。)とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者が、補助金の交付申請をする場合は、経済産業省補助金の交付決定通知を受けた年度内に、富山市水素供給設備整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に別表2の関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、その内容が適当と思われる場合には、補助金の交付決定を行い、富山市水素供給設備整備事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)をもって、当該申請者にその旨を通知する。

(事業計画の変更)

第8条 補助事業者は、規則第11条第1項の規定により提出した事業計画書等の内容を変更しようとするときは、富山市水素供給設備整備事業費補助金計画変更承認申請書(様式第3号)または、富山市水素供給設備整備事業費補助金計画変更交付申請書(様式第4号)に、変更に係る書類を添えて提出しなければならない。ただし軽微な変更についてはこの限りではない。

2 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、補助金の交付の決定を変更することができる。

3 市長は、第1項の規定により変更を承認したときは、富山市水素供給設備整備事業費補助金計画変更承認通知書(様式第5号)または、富山市水素供給設備整備事業費補助金計画変更交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(軽微な変更)

第9条 前条第1項ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業計画を著しく変更すること。

(2) その他市長が必要と認めた場合。

(事業計画の中止)

第10条 第7条の規定による補助金の交付の決定通知を受けた者が、補助事業を中止しようとするときは、遅滞なく、富山市水素供給設備整備事業費補助金中止届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

( 状況報告 )

第 1 1 条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じ期限を定め補助事業の遂行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

( 実績報告 )

第 1 2 条 補助事業者は、補助事業終了後すみやかに、富山市水素供給設備整備事業費補助金実績報告書（様式第 8 号）に別表 3 の関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

( 補助金の額の確定 )

第 1 3 条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、書類審査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、富山市水素供給設備整備事業費補助金確定通知書（様式第 9 号）をもって、補助事業者に通知する。

( 補助金の支払 )

第 1 4 条 前条の規定による補助金交付額確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第 1 0 号）を市長に提出し、補助金の交付請求をできるものとする。

( 補助金の経理等 )

第 1 5 条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経費について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の帳簿及び補助金の経費に係る証拠書類を取得財産の処分制限が終了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておくものとする。

( 交付決定の取消し及び返還 )

第 1 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- ( 1 ) 偽りその他不正な手段により当該交付の決定を受けたとき。
- ( 2 ) 補助事業の中止の申請があったとき。
- ( 3 ) その他この要綱の規定に違反したとき。

( 細 則 )

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。

別表 1 - 1 (第 5 条 関 係)

区分	補助対象経費	補助率	上限額
<p>国補助 対象経 費</p>	<p>1. 設備機器費 (水素供給設備一式) 補助事業の実施に必要な設備に要する経費            (1) 受電設備            (2) 原料ガス設備            (3) 水素製造装置            (4) 液化水素貯槽、気化器            (5) 水素輸送用設備・接続装置            (6) 圧縮機            (7) 蓄圧器            (8) ディスペンサー            (9) プレクーラー            (10) 冷却水装置            (11) 計装空気設備・窒素設備            (12) 散水設備・貯水槽            (13) 制御装置・監視装置・検知警報設備            (14) その他 (その他水素を燃料として            当該自動車に供給するために必要            な設備)</p> <p>2. 設計費 補助事業の実施に必要な設計に要する経費            (1) 設計費 (土質調査・測量を含む)            (2) 官公庁申請費</p> <p>3. 設備工事費 補助事業の実施に必要な工事に要する経費            (1) 基礎工事費            (2) 撤去工事費            (3) 現地配管工事費            (4) 据付工事費            (5) 試運転調整費            (6) 舗装工事費            (7) 給排水設備工事費            (8) 照明設備工事費            (9) 電気工事費</p> <p>4. 工事負担金 補助事業の実施に必要な工事負担に要する経費            (1) 本支管工事負担金            敷地外における中圧ガス本支管工            事に関する工事負担金 (申請者がガ            ス事業者の場合は対象外)            (2) 給水配管・排水配管工事負担金            (3) 電気の供給設備に関する工事費負            担金</p> <p>5. 経費・管理費 補助事業の実施に必要な仮設・現場・管理に            要する経費            (1) 共通仮設費            (2) 現場管理費            (3) 一般管理費            (4) 諸経費</p>	<p>国補助 対象経 費から 経済産 業省補 助金の 交付額 を控除 した額 の3分 の1</p>	<p>40,000 千円</p>

別表 1 - 2 (第 5 条 関係)

<p>国補助 対象外 経費</p>	<p>補助事業の実施に伴う附帯工事等に要する経費</p> <p>1. 設備機器費（国補助対象設備以外との併用）</p> <p>(1) 受電設備</p> <p>(2) 原料供給設備</p> <p>(3) 照明設備</p> <p>(4) 制御・通信機器設備</p> <p>2. 設計費</p> <p>(1) 設計費</p> <p>(2) 官公庁申請費</p> <p>3. 工事費</p> <p>(1) 管理棟の新築工事</p> <p>(2) 看板設置工事</p> <p>(3) 法定外の緑地工事</p> <p>(4) 水素ステーション用地外の工事</p> <p>(5) 既設設備移設工事</p> <p>(6) 既設撤去工事</p> <p>(7) 鉄筋・コンクリートブロック等の障壁及び防火壁設置工事</p> <p>(8) 電気工事費</p> <p>(9) 塗装工事費</p> <p>(10) キャノピー補修等工事費</p> <p>4. 工事負担金</p> <p>5. 経費・管理費</p> <p>6. その他、市長が認める経費</p>	<p>定額</p>	<p>60,000 千円</p>
---------------------------	---	-----------	----------------------

別表 2 (第 6 条 関係)

	申請に必要な添付書類
1	経済産業省補助金の交付申請に係る一切の書類の写し
2	経済産業省補助金の交付決定通知書の写し
3	<p>国補助対象外経費に関する下記の書類</p> <p>※国補助対象経費と書類が重複する場合、国補助対象外経費に係る該当箇所を明示すること</p> <p>(1)申請する施設に係る設備の仕様書</p> <p>(2)対象設備の計画図面</p> <p>(3)対象設備積算書</p>
4	その他市長が必要と認める書類

別表 3 (第 1 2 条 関係)

	実績報告に必要な添付書類
1	経済産業省補助金の実績報告に係る一切の書類の写し
2	経済産業省補助金の確定通知書の写し
3	<p>国補助対象外経費に関する下記の書類</p> <p>※国補助対象経費と書類が重複する場合、国補助対象外経費に係る該当箇所を明示すること</p> <p>(1)請求書及び明細書の写し</p> <p>(2)領収書又は金融機関発行の振込証の写し</p> <p>(3)補助対象設備・取得財産等の明細書</p> <p>(4)取得した設備等の写真</p> <p>(5)完成図書</p> <p>(6)工程表</p>
4	その他市長が必要と認める書類